



YAKUMO FIRE VOLUNTEER

熊石消防団

八雲町消防団員のしおり



目次

- 1 消防団の任務、身分、服務、権限について
 - (1) 消防団の任務・・・・・・・・・・1P
 - (2) 消防団員の身分・・・・・・・・・・1P
 - (3) 消防団員の服務・・・・・・・・・・1~2P
 - (4) 消防団員の権限・・・・・・・・・・2P
- 2 八雲町消防団の組織
 - (1) 八雲町消防組織図・・・・・・・・・・3P
 - (2) 分団の名称、管轄区域について・・・・4P
 - (3) 災害発生時のメールについて・・・・4P
 - (4) 階級について・・・・・・・・・・5P
- 3 消防団員の処遇
 - (1) 消防団員報酬等・・・・・・・・・・6P
 - (2) 消防団員の表彰について・・・・6P
 - (3) 公務災害補償について・・・・7P
 - (4) 自動車等損害見舞金・・・・・・・・7P
 - (5) 退職報償金について・・・・・・・・7P
 - (6) 消防団員のための福利厚生事業・8~9P
- 4 貸与品について・・・・・・・・・・10P
- 5 八雲町消防団行事について・・・・11P
- 6 消防団の活動・・・・・・・・・・12P
- 7 消防団への入団について・・・・13P
 - 八雲町消防団条例・・・・・・・・14~15P
 - 自家用車公務使用に関する要綱・・・・16P

スマートフォン等により
八雲町消防ホームページに
アクセス可能です

QRコード



令和5年12月
八雲町熊石消防署作成

はじめに

熊石消防の歴史は、明治17年に熊石、相沼内、泊川の三村により私設消防組が創設、明治31年に公設消防組が創設され村役場に本部を設けた。

昭和12年には熊石消防組が改編され熊石村護衛団に、昭和14年には熊石村警防団に改組、昭和22年4月に消防団に改組、同年8月に消防組織法の公布施行により熊石村消防団に改称、昭和37年町制により熊石町消防団に改称、昭和49年4月に檜山広域消防組合設立、檜山広域消防組合消防署熊石支署が設置され、檜山広域消防組合熊石町消防団に改称。平成2年組織変更に伴い檜山広域行政組合熊石消防署及び檜山広域行政組合熊石町消防団に改称。

平成17年には旧八雲町と救熊石町が合併し新「八雲町」と

消防団員は「自分たちの住む町は、自分たちの手で守る」という郷土愛護の精神に基づいて参加し、他に生業を持ちながらも地域住民を守るため、火災、地震や風水害等の有事の際には昼夜を問わず消防活動にあたっております。

この消防団活動を支えているのは、団員一人一人の旺盛な郷土愛護の念はもとより、ご家族や職場のご協力、更には消防後援会や地域住民の温かいご支援によるものであります。



1 消防団の任務、身分、服務、権限について

(1) 消防団の任務

消防団の任務とは国民を災害から守る事であり、「消防組織法」第1条において「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する事を以て、その任務とする。」とされております。

平成25年12月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定され、今後益々の活躍を期待されております。

【参考】

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律については
日本消防協会作成の解説パンフレットを参照下さい。
http://www.nissho.or.jp/contents/static/img/panf_chiikibousairyoku.pdf

(2) 消防団員の身分

消防団員は、それぞれ職業を持つ傍ら、災害時等に消防団員として活動する地方公務員法及び消防組織法に規定された、非常勤特別職の地方公務員です。(地方公務員法第3条第3項)

(3) 消防団員の服務（八雲町消防団条例抜粋）

- ・ 第9条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。
 - 2 招集を受けない場合にあっても災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、服務しなければならない。
- ・ 第10条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。
- ・ 第11条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては消防長に、その他の者にあつては、団長に届け出なければならない。ただし、特別な事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。
- ・ 第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
 - (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもと事に当たらなければならない。
 - (3) 上下同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
 - (4) 職務に関し、私の金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求するなどのことがあつてはならない。
 - (5) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。
 - (6) 団員は、団又は団員の名義をもって選挙運動に関与し、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

- (7) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務外にこれを使用してはならない。
- (9) 平素何時でも招集に応じ得る準備を整えおき、事に当たり不都合のないようにしなければならない。
- (10) 貸与品、給与品は、これを大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、又は他人に貸与してはならない。また、団員が退職し、又は死亡したときは、貸与品を返納しなければならない。
- (11) 服務中は功を争い、又は持ち場を離れるようなことがあってはならない。
- (12) 消防長の命令のないときは、職務のためとはいえども、みだりに建造物その他の物件を破損してはならない。

(4) 消防団員の権限

・ 緊急措置権

- (1) 消防団員は、消火活動や人命救助のために必要があるときは、消防対象物などを使用し処分することなどができます。(消防法第29条第1項)
- (2) 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近の者を消火や延焼防止、人命救助などの消防作業に従事させることができます。(消防法第29条第5項)

・ 優先通行権及び緊急通行権

(1) 優先通行権

消防車が火災の現場に赴くときは、他の車両などは道路を譲らなければなりません(消防法第26条第1項)

(2) 緊急通行権

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路などを通行することができます。(消防法第27条)

・ 消防警戒区域の設定

火災の防ぎよ活動を効率的に行うために、火災現場では区域内に定められたもの以外の出入りを禁止することができます。

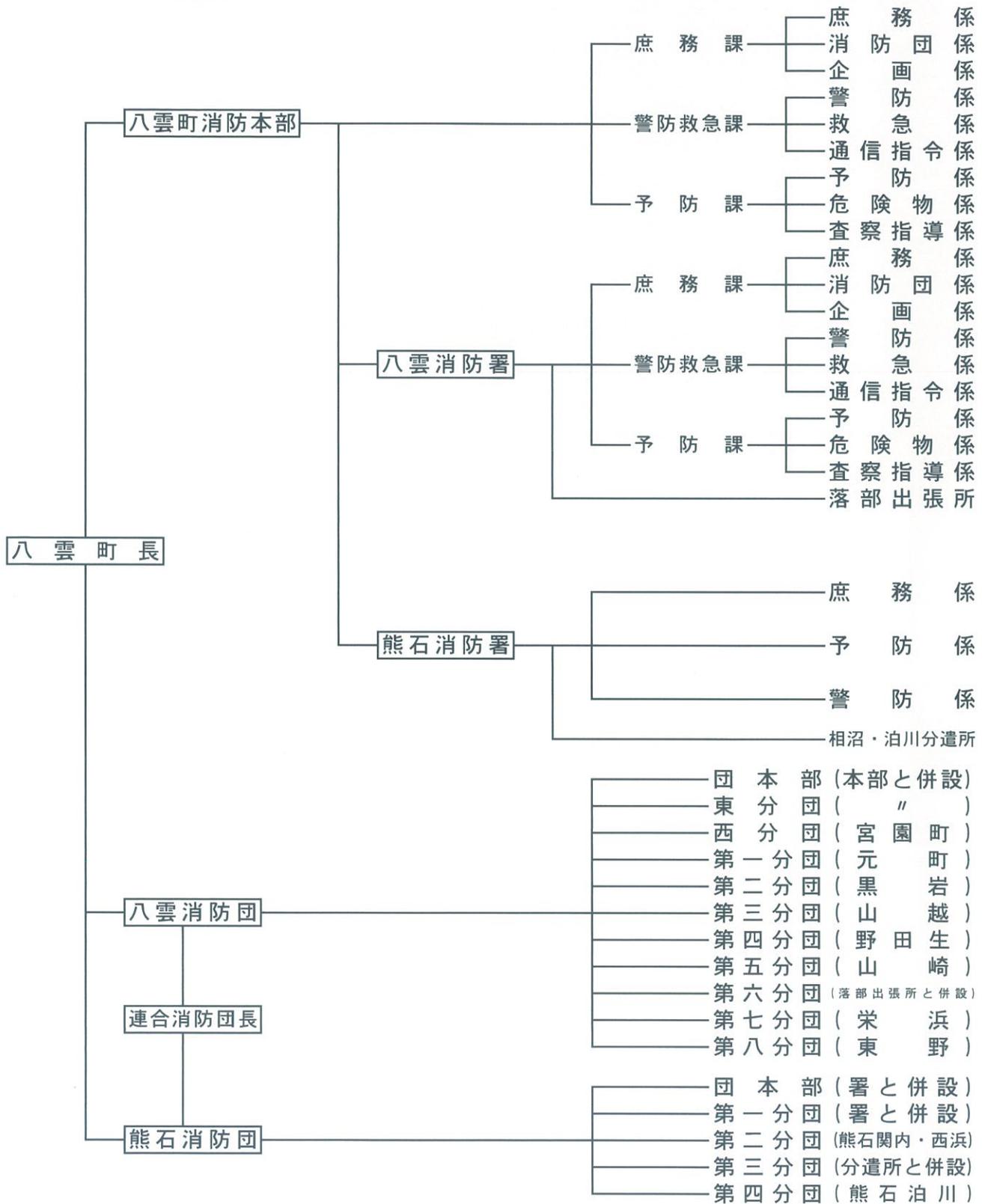
火災現場においては、消防団員は消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りの禁止、制限ができます。(消防法第28条)

・ 応急消火義務と情報提供

- (1) 火災が発生したときは、消防対象物の関係者などは、消防隊が火災の現場に到着するまで消火や延焼防止、人命の救助を行わなければなりません。(消防法第25条第1項)
- (2) 火災の現場においては、消防団員は消防対象物の関係者などに対して、消防対象物の構造、救助に要するものの存否、延焼の防止、人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができます。(消防法第25条第3項)

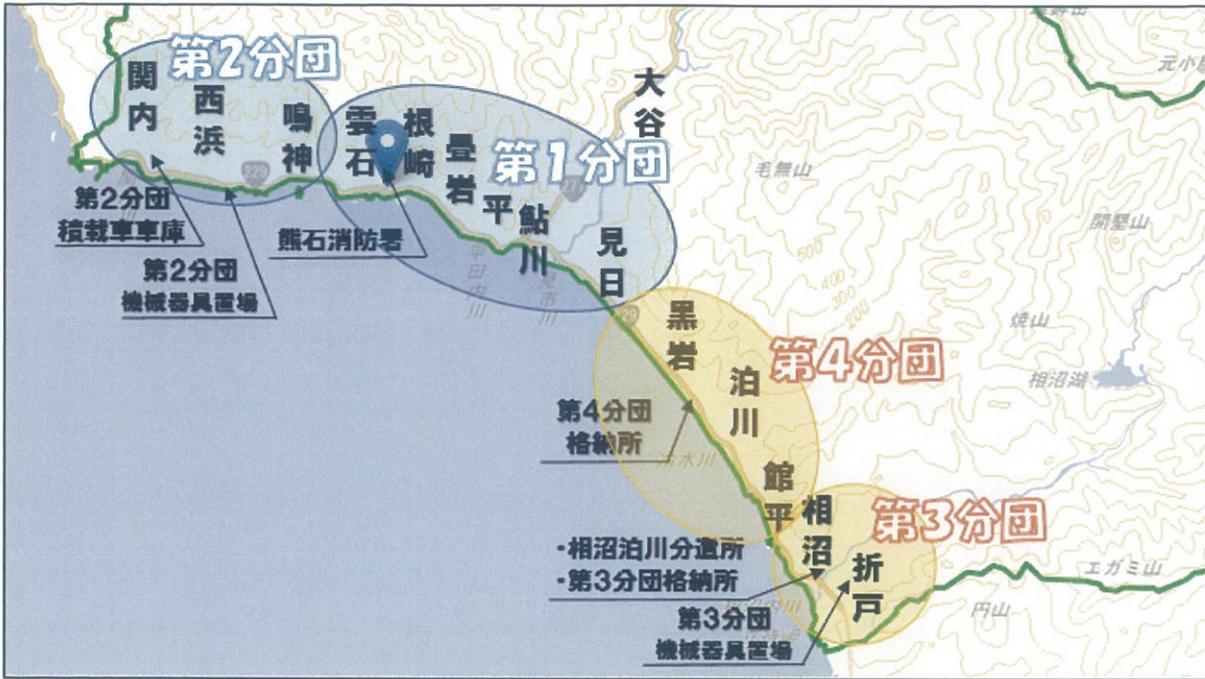
2 八雲町消防団の組織

(1) 八雲町消防組織図



() 内は、分団詰所又は器具置場等の所在地

(2) 分団の名称及び管轄区域について



熊石消防署火災出動計画
火災出動種別

| | 建物・林野火災 | | 車両火災及び野火等の小規模火災 | | 災害等応援区分 | | |
|-----------------|---------|------------------|------------------|-----------------|--------------|-----------|--|
| | 熊石全域 | 関内～見日 | 黒岩～折戸 | 乙 部 町 | | | |
| | | | | せたな町大成区 長瀬地区 | 豊原地区 花機地区 | 豊浜トンネル | |
| 消防署 | ○ | ○ | ○ | ○ タンク車 | ○ 指令車 | ○ タンク車 | |
| 分遣所 | ○ | ○ | ○ | | ○※2 | ○※3 | |
| 第一分団 (雲石～見日) | ○ | ○ | 待機※1 (消防署で待機) | | | | |
| 第二分団 (関内～鳴神) | ○ | ○ | 待機※1 (消防署で待機) | | | | |
| 第三分団 (相沼～折戸) | ○ | 待機※1 (分遣所で待機) | ○ | | ○ | | |
| 第四分団 (黒岩～館平) | ○ | 待機※1 (分遣所で待機) | ○ | | | ○ | |

※1 基本は待機をするが火災の規模等により出動する。
 ※2 熊石消防署より職員が分遣所へ指令車で行き、最低職・団員が3人乗り出動する。
 ※3 防火水栓等からタンク車への中継活動等をする。



(3) 災害発生時のメール配信について

- ・災害が発生した時は消防本部、若しくは熊石消防署より防災無線にて全町一斉放送されます。内容は『災害の種別（火災や河川の氾濫等）』・『災害の発生した場所』です。放送の内容に従い、出動してください。又、鎮火の際にも放送配信します。尚、行方不明者捜索のみ分団連絡網により周知致します。

(4) 消防団員の階級について

- 消防団員は、消火活動等において、いわゆる部隊活動を取り厳格な指揮系統のもとで活動する必要があるため、右側の図のとおり、階級が定められています。活動服や制服の胸等に取り付けます。

| 消 防 団 員 | | | |
|---|------|------|------|
| 階 級 章 金属(差込式・ピン式) 布(マジック式) 樹脂製 | 制帽周章 | 略帽周章 | 制服袖章 |
| 団 長 | | | |
| | | | |
| 副 団 長 | | | |
| | | | |
| 分 団 長 | | | |
| | | | |
| 副 分 団 長 | | | |
| | | | |
| 部 長 | | | |
| | | | |
| 班 長 | | | |
| | | | |
| 団 員 | | | |
| | | | |



3 消防団員の処遇

(1) 消防団員報酬等

①消防団員年報酬

消防団員には、階級に応じ下記の報酬が支給されます。

| 階 | 級 | 年報酬額 | 階 | 級 | 年報酬額 |
|---|-----|----------|---|---|---------|
| 団 | 長 | 100,000円 | 部 | 長 | 40,000円 |
| 副 | 団長 | 70,000円 | 班 | 長 | 37,000円 |
| 分 | 団長 | 60,000円 | 団 | 員 | 36,500円 |
| 副 | 分団長 | 50,000円 | | | |

②消防団員活動報酬

消防団員には、災害出動（火災・水害等）災害出動以外の業務（訓練・火災待機・水利整備・定期点検）において下記の報酬が支給されます。

| 区分 | 金額 |
|-----------|-----------|
| 災害出動 | 1日 8,000円 |
| 災害出動以外の業務 | 1日 4,000円 |

③支給方法について

年2回（上半期・下半期）に分け個人口座に振り込みします。

(2) 消防団員の表彰

消防団員には、労苦に感謝し功労を報いる意味で、国や自治体、日本消防協会などでは各種の表彰を行っています。

①国表彰

- ・叙勲
（春秋叙勲、高齢者叙勲、死亡叙勲）

- ・消防庁長官表彰

②日本消防協会表彰

- ・特別功労章、功労章、功績章、精績章、勤続章

③その他

- ・北海道知事表彰
- ・北海道消防協会表彰
- ・北海道消防協会渡島地方支部表彰
- ・八雲町長感謝状

(3) 公務災害補償

消防団員が公務上の災害を受けた場合に、被災した消防団員又はその遺族に対しその災害によって生じた損害を補償し、被災した消防団員の社会復帰の促進、遺族の救援等を図るものです。

なお、この場合の「公務上の災害」とは、消防団員が消火や訓練等の消防団員活動などで被った負傷・疾病・障害・死亡の身体的損害をいいます。

①損害補償の種類

- 1、療養補償 2、休業補償 3、傷病補償年金 4、障害補償
- 5、介護補償 6、遺族補償 7、葬祭補償

②福祉事業の種類

- 1、外科後処置 2、補装具 3、リハビリテーション 4、アフターケア
- 5、休業援護金 6、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- 7、奨学援護金 8、就労保育援護金 9、傷病特別支給金等
- 10、障害特別給付金等 11、遺族特別給付金等

(4) 自動車等損害見舞金

消防団員の災害活動において、消防団員が使用した自家用車に損害が発生した場合に、損害に対して見舞金を給付し、消防団員の経済的負担を軽減することにより消防団員の活動環境の整備等を図るものです。

(5) 退職報償金

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給するものです。

| 勤務年数 | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 団長 | 239 | 344 | 459 | 594 | 779 | 979 |
| 副団長 | 229 | 329 | 429 | 534 | 709 | 909 |
| 分団長 | 219 | 318 | 413 | 513 | 659 | 849 |
| 副分団長 | 214 | 303 | 388 | 478 | 624 | 809 |
| 部長及び班長 | 204 | 283 | 358 | 438 | 564 | 734 |
| 団員 | 200 | 264 | 334 | 409 | 519 | 689 |

(単位：千円)

(6) 消防団員のための福利厚生事業

①福祉共済事業

消防団員等の福利厚生のための相互扶助による共済制度で、八雲町では半額を公費負担し加入しています。

少ない掛け金（年3,000円）で日常生活上の疾病、事故による給付はもとより特に公務上での死亡、重度障害に手厚い給付となっています。

| 区 分 | 事 由 | 給付種別 | | | 共 済 金 額 (円) | |
|-----------------------------|--------|----------------------------|------------------|-----------------------|-------------|---------|
| 死 亡 | 公務・公務外 | 遺族援護金 | | | 1,000,000 | |
| | 公 務 | 弔慰金 | | | 23,000,000 | |
| | | 弔慰救済金 | 付 加 給 付 | 1号 | 10,000,000 | |
| | | | | 2号 | 7,000,000 | |
| | | | | 3号 | 5,000,000 | |
| 保育援護金 | | | 1人 250,000 | | | |
| 重度障害 (障害の等級) (1級又は2級) | 公務・公務外 | 生活援護金 | | | 1,000,000 | |
| | 公 務 | 重度障害見舞金 | | | 23,000,000 | |
| | | 見舞金 | 付 加 給 付 | 1号 | 6,000,000 | |
| | | | | 2号 | 4,500,000 | |
| | | | | 3号 | 2,500,000 | |
| 保育援護金 | | | 1人 250,000 | | | |
| 障 害 (障害の等級) (3級～12級) | 公務・公務外 | 障害見舞金 | 3級又は4級 | | 500,000 | |
| | | | 5級又は6級 | | 300,000 | |
| | | | 7級又は8級 | | 180,000 | |
| | | | 9級又は10級 | | 90,000 | |
| | | | 11級又は12級 | | 60,000 | |
| | 公 務 | 見舞金 | 付 加 給 付 | 3 級 ～ 6 級 | 1号 | 750,000 |
| | | | | | 2号 | 750,000 |
| | | | | | 3号 | 500,000 |
| | | | | 7 級 ～ 9 級 | 1号 | 500,000 |
| | | | | | 2号 | 500,000 |
| | | | | | 3号 | 400,000 |
| 入 院 | 公務・公務外 | 入院見舞金（120日限度）7日以上の入院で1日あたり | | | 1日 1,500 | |

ア、共済金が支払われない場合

加入者の故意または重大な過失、違法行為、自殺又は自殺未遂、精神障害、又は飲酒を原因とする事故等による場合。

②熊石消防職団員互助会

熊石消防団員及び職員で組織され、会員相互の親睦と福利厚生及び技能の習得と総合的研究会を行い、消防の健全なる発展に寄与することを目的とし、各種事業を行っています。下記給付事業の対象になる場合は、分団長等を経由し速やかに熊石署へご連絡下さい。

ア、会費額

年 2,000円

イ、弔慰金に係る御香料、献花等

会員、配偶者、直系一親等が該当となります。

ウ、入院見舞金

会員が病気・ケガ等により10日以上入院した場合に見舞金を支給する。

エ、婚姻祝金

エ、記念品

- 1) 退会した場合には勤続年数に応じて記念品の贈呈
- 2) 会員又は元会員が叙勲を受賞した時

③相互扶助事業・消防新聞

消防団員等が火災や災害から地域住民を守り、安全安心な地域社会を作り上げるために必要とされる消防技術の向上、消防の団結強化、士気の高揚を図ることを目的とした事業です。

ア、年会費

相互扶助事業 年 800円

消防新聞 年 1,200円

4 貸与品について

消防団員に貸与される被服を紹介します。

| | | |
|---|--|--|
| <p>・ 制服 出初式、行事等で着用</p>  <p>外套(上着)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 制帽(黒)・ ネクタイ(オレンジ)・ 制服上衣(黒)・ ベルト(黒)・ 制服下衣(黒)・ 階級章 | <p>・ 夏制服 訓練大会、行事等で着用</p>  <ul style="list-style-type: none">・ 制帽(紺)・ ネクタイ(オレンジ)・ 制服上衣(水色)・ ベルト(紺)・ 制服下衣(紺)・ 階級章 | <p>・ 活動服 出勤時、訓練、作業等で着用</p>  <ul style="list-style-type: none">・ アポロキャップ・ ベルト(オレンジ)・ 活動服(上衣)・ 階級章・ 活動服(下衣) |
| <p>・ 防火衣 火災出勤時に着用</p>  <ul style="list-style-type: none">・ 防火ヘルメット・ 防火衣(上衣)・ 防火長靴・ ケブラー手袋・ ベルト(紺) <p>※写真(右)は火災による熱や、濃煙から顔を守る為にヘルメットのシールドとしこころを閉じた状態のもの</p> | <p>・ 雨衣 風水害出勤時に着用</p>  <ul style="list-style-type: none">・ 雨衣(上)・ 雨衣(下) | |

安全管理の観点から装備品は如何なる場合においても正しく着装するようお願いします。

5 八雲町消防団行事について

消防団の主な行事を紹介します。

※開催月は予定です。

1月 『出初式』

起源は江戸時代の火消しによる出初（でぞめ）と言われており、八雲町では町長による団員の査閲、功労者に対して表彰を行い、新春の門出を祝うとともに、新春に向け防災への決意を新たにしている行事です。

5月～6月 『春季消防訓練』

団員を諸制式に熟練させ、部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけ、消防諸般の要求に適應させるための基礎をつくることを目的とする。

6月 『八雲町消防総合訓練大会』

団体行動の統率を図る小隊訓練、消防技術の錬磨を図る操法訓練を実施し、消防技術・資質の向上、士気の高揚を目指すとともに、各関係機関や町民への訓練成果を披露する場でもあります。

7月 『渡島地方消防総合訓練大会』

渡島地区の11市町村の消防団が集結し、訓練の成果を披露する大会です。

小隊訓練と小型ポンプ操法の2種目があり、八雲消防団より1隊、熊石消防団より1隊、いずれかの種目に出場しています。

9月 『八雲町消防団放水訓練大会』

ポンプ車操法・小型ポンプ操法に基づき、放水訓練を行います。

実践即応の訓練と団員相互の連携並びに親睦を深めることを目的とし、安全にかつ迅速に火点を倒すまでのタイムから得点を算出し、他分団と競い合う大会です。

10月 『秋季消防訓練』

部隊としての連携動作を体得し、技術の錬磨に励むとともに士気の高揚を図り迅速、確実かつ安全に行動出来るよう消防訓練を実施する。

その他の行事について

『火災予防運動（春・秋）』

火災予防運動は、全国で行われる火災予防啓発運動です。

春季と秋季の2季（4月20日～30日/10月15日～31日）で行われ、街頭PRや消防車両でのPRを行います。

『北海道消防操法訓練大会』

7月中旬に全道各地の代表が集結し、江別市の北海道消防学校で開催されます。

渡島地方消防訓練大会の開催地の消防団が代表し出場します。

6 消防団の活動

行事以外の消防団の活動を紹介します。

『火災の警戒』

消防車両での広報活動、火の用心旗の設置等の火災予防業務になります。

春季、秋季火災予防運動時と年末に実施しています。

『火災出動』

管轄区域内で火災が発生した場合は、各々が格納所に参集し、出動団員が揃った後に現場へ出動します。現場での活動は、放水や水利の確保、ホースの移動補助や交通整理の補助等様々です。現場指揮者の指示のもと活動します。

『水防活動』

消防団は風水害が発生した際にも活動します。

大雨等により災害が発生した場合は、住民の避難誘導や土のうの設置、ポンプを使用した排水作業を行います。

『震災時の活動』

大規模災害が発生した場合は「消防団 大規模災害対応マニュアル」に沿って行動してもらいます。大規模災害発生時は連絡手段が断たれる事も予想されるため、普段から初動体制の確認をすることが重要です。マニュアルは後日配布します。

『その他の活動』

- ・ 月例点検 ～ 月1回、分団で集まり車両や積載物の点検や手入れを実施します。
- ・ 水利維持 ～ 消火栓と防火水槽の草刈りや除雪作業を実施します。
- ・ 各種訓練 ～ 礼式から始まり、放水訓練や器具取扱い訓練、操法訓練等様々です。



消防団への入団について

消防団員になるまでの流れ

1. 志願書の提出

志願書に必要事項を記入の上、基本的には分団長を経由し提出していただきます。

2. 健康診断書の提出

熊石国保病院にて健康診断を受けていただき健康状態の確認をします。

※料金については公費(消防側の負担)となります。

既に職場等において健康診断を既に受けており、検査項目が合致している場合は、受診後6ヶ月以内であれば代用可能ですので、コピーを提出していただきます。

3. 自家用自動車公務使用届出書の提出

届出書(様式第1号)及び保険証(写)を提出していただきます。

5. 被服合わせ

貸与される被服のサイズ合わせを行います。(10P参照)

6. 団員証の作成

貸与された制服を着用して写真撮影を行い、団員証を発行します。

7. 辞令交付

消防団長より辞令が交付され、その時より消防団員の一員となります。



(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、分限、懲戒及び服務等に関し定めるものとする。

(消防団の設置、名称、管轄区域及び団員の定数)

第2条 八雲町に消防団を置く。

2 消防団の名称、管轄区域及び団員の定数は、別表第1のとおりとする。

(任命)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長が次の資格を有する者の中より町長の承認を得てこれを任命する。

(1) 消防団の管轄区域内に居住し、年齢満18歳以上であること。

(2) 志操堅固、身体強健で団員にふさわしい人格を有すること。

(退職)

第4条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号に該当するに至ったとき。

(2) 八雲町の区域外に転居したとき。

(懲戒)

第7条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、これを懲戒するものとする。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員たるにふさわしくない非行があったとき。

第8条 前条の規定による懲戒は、次の区別により、これを行う。

(1) 免職

(2) 停職

(3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めてこれを行う。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。

2 招集を受けない場合にあつても災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。

第10条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第11条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては消防長に、その他の者にあつては、団長に届け出なければならない。ただし、特別な事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。

(2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもと事に当たらなければならない。

(3) 上下同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。

(4) 職務に関し、私の金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求するなどのことがあってはならない。

(5) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。

(6) 団員は、団又は団員の名義をもって選挙運動に関与し、特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、

反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。

(7) 消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務負担となるような行為をしてはならない。

(8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務外にこれを使用してはならない。

(9) 平素何時でも招集に応じ得る準備を整えおき、事に当たり不都合のないようにしなければならない。

(10) 貸与品、給与品は、これを大切に保管し、服務以外においてこれを使用し、又は他人に貸与してはならない。また、団員が退職し、又は死亡したときは、貸与品を返納しなければならない。

(11) 服務中は功を争い、又は持ち場を離れるようなことがあってはならない。

(12) 消防長の命令のないときは、職務のためとはいえども、みだりに建造物その他の物件を破損してはならない。

(報酬)

第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とし、報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(費用弁償)

第14条 団員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、その順路により費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、別表第3のとおりとする。

(支給方法)

第15条 第13条に規定する報酬及び前条に規定する費用弁償の支給方法は、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年八雲町条例第28号)第3条、第4条、第6条及び第7条の規定を準用し、その例による。ただし、団員が私事により町を離れ、又は疾病等により職務に従事することのできない期間が3以上にわたる場合の報酬は、当該期間について月割計算の例により、減額して支給する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八雲町消防団条例(昭和32年八雲町条例第15号)又は脱退前の檜山広域行政組合消防団の設置等に関する条例(昭和51年檜山広域行政組合条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(報酬の額に関する経過措置)

3 平成19年4月1日から3年間に限り、別表第2中「年額 100,000」とあるのは「年額 92,000」と、「70,000」とあるのは「64,400」と、「60,000」とあるのは「55,200」と、「50,000」とあるのは「46,000」と、「40,000」とあるのは「36,800」と、「33,000」とあるのは「30,400」と、「26,000」とあるのは「24,000」とする。

附 則(平成18年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月18日条例第80号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月14日条例第41号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日条例第8号抄)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則(令和3年12月15日条例第26号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

| 名称 | 管轄区域 | 定数 |
|----------|------------|------|
| 八雲町八雲消防団 | 八雲消防署の管轄区域 | 325人 |
| 八雲町熊石消防団 | 熊石消防署の管轄区域 | |

別表第2(第13条関係)

(単位:円)

| 種別 | 区分 | 報酬の額 |
|------|-----------------|------------|
| 年額報酬 | 団長 | 年額 100,000 |
| | 副団長 | 〃 70,000 |
| | 分団長 | 〃 60,000 |
| | 副分団長 | 〃 50,000 |
| | 部長 | 〃 40,000 |
| | 班長 | 〃 37,000 |
| | 団員 | 〃 36,500 |
| 出動報酬 | 災害出動等 | 日額 8,000 |
| | 上記以外の業務(会議を除く。) | 〃 4,000 |

別表第3(第14条関係)

(単位:円)

| 区分 | 費用弁償の額 |
|---------|----------|
| 会議 | 日額 2,000 |
| 公務による旅行 | 職員の旅費相当額 |

八雲町消防団員の自家用自動車公務使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八雲町消防団員（以下「団員」という）が公務のために使用する自家用自動車（以下「自家用車」という）に関する必要な事項を定め消防業務の円滑な遂行と交通事故の防止を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自家用車

団員が所有し、又は保有する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(2) 公務

火災消火活動、救急救助活動、風水害等の災害活動、各種消防訓練、会議、その他消防団長から出動命令された活動をいう。

(届出及び承認)

第3条 自家用車を公務使用する団員は、自家用自動車公務使用届出書（様式第1号）により次の各号に掲げる事項を団長に届出るとともに、承認を得なければならない。

(1) 車種・登録番号

(2) 自動車保険に関する事項

(3) その他車両管理上必要な書類

2 第1項の各号に変更が生じた場合は、速やかに団長に届出て承認を得なければならない。

(運転者の義務)

第4条 自家用車を公務使用する場合は、交通法規を遵守するとともに、いかなる事態にあっても交通事故防止に努めなければならない。

(自家用車の制限)

第5条 自家用車の公務使用は、次の各号に掲げる任意保険に加入しているものに限る。

(1) 対人賠償保険 無制限

(2) 対物賠償保険 1,000万円以上

(事故の責任及び補償)

第6条 第3条の規定に違反して自家用車による事故を起こした場合、損害賠償その他一切の責任は、団員が負うものとする。

2 自家用車を公務使用した事故によって第三者に与えた人的損害及び物的損害について、自賠責保険及び任意保険の補償限度を超える損害があるときは、その補償限度を超える分の損害について、八雲町（以下「町」という）が賠償を行う。

3 団員の人的損害に対する補償については、市町村消防団員等公務災害補償条例に定めると

4 団員の物的損害については、原則として補償しない。ただし、故意又は過失なくして当該自家用車に関して損害を受け、その損害発生の原因について責めに任ずべき者からその損害賠償を受けることができず、又はその損害発生の原因について責めに任ずべき者が存在しないときは、町がその損害を補填するものとする。

(事故の報告)

第7条 自家用車の公務使用中に次の各号の一に該当した場合は、事故報告書(様式第2号)により、直ちに団長に報告すること。

(1) 他人を死傷させた場合又は他人の自動車及び財産等に損害を与えた場合

(2) 他人の運転する自動車等から身体又は団員所有の自家用車等に損害を受けた場合

(3) 運転を誤り、自己又は同乗者の身体及び団員所有の自家用車等に損傷があった場合

(台帳等)

第8条 担当係は、公務使用に係る自家用自動車台帳(様式第3号)を備え管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 1日から施行する。